

随意契約見直し計画

平成 19 年 12 月
独立行政法人造幣局

1. 随意契約の見直し計画

(1) 平成 18 年度において締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、偽造防止等の観点から随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等に移行するものとした。

なお、随意契約によることができる基準額については、国と同額とする見直しを平成 19 年 2 月に行っている。

【全体】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業の委託を行わないもの		/		(0%) 0	(0%) 0
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争	(2.3%) 3	(2.2%) 0.5		
随意契約(企画競争を実施したものを除く)		(97.7%) 127	(97.8%) 22.7	(46.9%) 61	(71.1%) 16.5
合 計		(100%) 130	(100%) 23.2	(100%) 130	(100%) 23.2

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【参考】契約全体に占める随意契約の割合
(電気ガス水道等含む)

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業の委託を行わないもの		/		(0%) 0	(0%) 0
一般競争入札等	競争入札	(66.5%) 258	(80.1%) 93.5	(83.3%) 323	(85.4%) 99.6
	企画競争	(0.8%) 3	(0.4%) 0.5	(1.0%) 4	(0.5%) 0.6
随意契約(企画競争を実施したものを除く)		(32.7%) 127	(19.5%) 22.7	(15.7%) 61	(14.1%) 16.5
合 計		(100%) 388	(100%) 116.7	(100%) 388	(100%) 116.7

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

(電気ガス水道等除く)

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業の委託を行わないもの		/		(0%) 0	(0%) 0
一般競争入札等	競争入札	(69.0%) 258	(86.8%) 93.5	(85.6%) 320	(88.1%) 94.9
	企画競争	(0.8%) 3	(0.5%) 0.5	(1.1%) 4	(0.6%) 0.6
随意契約(企画競争を実施したものを除く)		(30.2%) 113	(12.7%) 13.7	(13.4%) 50	(11.2%) 12.1
合 計		(100%) 374	(100%) 107.7	(100%) 374	(100%) 107.7

【同一所管法人等】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業の委託を行わないもの				(0%)	(0%)
				0	0
一般競争入札等	競争入札			(0%)	(0%)
				0	0
	企画競争	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)
		0	0	0	0
随意契約(企画競争を実施したものを除く)		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		5	6.0	5	6.0
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		5	6.0	5	6.0

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業の委託を行わないもの				(0%)	(0%)
				0	0
一般競争入札等	競争入札			(52.0%)	(35.5%)
				65	6.1
	企画競争	(2.4%)	(2.9%)	(3.2%)	(3.5%)
		3	0.5	4	0.6
随意契約(企画競争を実施したものを除く)		(97.6%)	(97.1%)	(44.8%)	(61.0%)
		122	16.7	56	10.5
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		125	17.2	125	17.2

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

(2) 随意契約によることができる場合を定める基準については、平成19年2月1日より以下のとおり改正した。

- ・ 工事又は製造について、「500万円を超えないもの」から、「2

50万円を超えないもの」に変更

- ・ 物件の買い入れについて、「300万円を超えないもの」から、「160万円を超えないもの」に変更
- ・ 物件の借り入れについて、「160万円を超えないもの」から、「80万円を超えないもの」に変更
- ・ その他の役務について、「200万円を超えないもの」から、「100万円を超えないもの」に変更

(3) 随意契約の公表の基準については、平成19年2月1日より以下のとおり改正した。

- ・ 工事又は製造について、「500万円を超えるもの」から、「250万円を超えるもの」に変更
- ・ 物件の買い入れについて、「300万円を超えるもの」から、「160万円を超えるもの」に変更
- ・ 物件の借り入れについて、「160万円を超えるもの」から、「80万円を超えるもの」に変更
- ・ その他の役務について、「200万円を超えるもの」から、「100万円を超えるもの」に変更

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期

今後、以下の措置を講じるとともに、随意契約の見直しを継続して行い、随意契約によることが真にやむ得ないもの以外、一般競争入札等に移行。

(1) 契約内容のチェック

- ・ 監事及び会計監査人による契約内容のチェックにより、入札・契約の適正な実施を図る。

(2) 総合評価落札方式

- ・ ガイドラインを作成する等、総合評価落札方式の導入に努める。

(3) 複数年度契約の拡大

- ・ システム関連等の複数年度にわたる契約については、今後も拡大に努める。

(4) 入札手続きの効率化

- ・ 電子入札システムの導入について、業務・システムの最適化計画を踏まえ、CIO補佐官の支援を得つつ検討する。